平成２１年（フ）第３８７号
川崎市高津区溝口２丁目14番16号　シティアビタ溝ノ口Ｃ―107、開始決定時の住所川崎市高津区溝口３丁目16番17号　ハイム・アイ305号
破産者　本間　次男
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
川崎市宮前区菅生２丁目５番48―312号
破産者　菊地　守男
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９７号
名古屋市西区枇杷島２丁目11番11号
破産者　安田明男こと　金　　東根
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３３号
愛知県津島市埋田町１丁目70番地　アメニティプラザＤ棟202号
破産者　浜野　実美（旧姓下和田）
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０２号
愛知県稲沢市稲島12丁目14番地　グレイス稲島404
破産者　奥田　直美
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５６号
名古屋市千種区覚王山通８丁目70番地の１　サンクレア池下１号棟1204号室
破産者　菊岡深智子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８５号
名古屋市天白区道明町163番地の１
破産者　西村　幸江
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９８号
名古屋市名東区勢子坊４丁目1107番地　コーポ大原206号
破産者　井上管工こと　井上　歳和
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１６号
愛知県一宮市北方町曽根字村東258番地
破産者　野田　裕子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５１号
愛知県春日井市玉野台２丁目２番地８
破産者　安田　和子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏77番地の１　プラザ有松Ａ棟105号
破産者　川合　貴司
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７１号
大阪府摂津市千里丘４丁目５番18号　ラフォルテ恵和203号、住民票上の住所三重県伊賀市市部1482番地
破産者　西岡　孝尚
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３５号
大阪市旭区清水３丁目４番１号
破産者　岡本　淳子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番５号
破産者　西村　研一
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２３号
島根県邑智郡美郷町築瀬128の２、開始決定時の住所大阪府寝屋川市八坂町７番１号
破産者　アートテックこと　菅原　　浩
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２４号
島根県邑智郡美郷町築瀬128の２、開始決定時の住所大阪府寝屋川市八坂町７番１号
破産者　コティ21こと　菅原　絹代
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４４号
大阪市西淀川区佃４丁目７番７号　ソアール佃201号室、前住所大阪市西淀川区佃３丁目19番１―904号
破産者　竹内　　達
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６４号
大阪市福島区福島４丁目４番18号、開始決定時の住所大阪市福島区玉川４―４―９
破産者　五十住真治
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３４号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1314号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江１丁目19番11―902号
破産者　松江　盛夫
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部